

令和7年度「消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座」委託業務にかかる 企画提案競技募集要項

1. 契約に付する事項

(1) 業務名

令和7年度消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座委託業務

(2) 目的

悪質商法被害や商品事故の苦情など、消費トラブルの解決を手助けする「消費生活相談員」（国家資格）の取得を支援することを目的とするものである。

この事業実施にあたり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために提案競技を行う。

(3) 業務内容

別添の「業務委託仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(5) 限度額

1,760,000円（消費税を含む。）

2. 提案審査への応募について

(1) 募集期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月21日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

①企画提案競技参加申込書（様式1）

②企画提案書（様式2）

※ただし、1の（5）の予算の範囲で実施できるものとする。

※第三者の著作権や肖像権を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用諾手続きを適切に行うこと。

※提出された企画提案書は選定業務以外では使用しないものとする。

③補足資料

④提案者の概要がわかるもの

⑤提案者の過去の実績がわかるもの

以上、各6部（申込書は正1部、副5部）

⑥誓約書（様式3）

⑦直近2事業年度分の決算資料

以上、各1部

※提出書類は、A4用紙縦置きで横書きを基本とする。

(3) 提出方法

持参又は簡易書留郵便で提出する。

(4) 提出先

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1

大分県生活環境部 消費生活・男女共同参画プラザ消費生活班

(5) 質問受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月14日(月)までの間に、質問票(様式4)を消費生活・男女共同参画プラザあて提出する。

(6) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式5)を提出する。

3. 企画提案、審査について

(1) 日時 令和7年4月28日(月)午後2時提案開始(開場・受付 午後1時45分)

(それぞれの提案者の開始時間は別途通知する。)

(2) 場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ2階会議室

(3) 提案方法 1者につき持ち時間10分とし、企画提案書についての説明を行う。

(4) 審査結果については、後日、提案者あて通知する。また、委託候補者名を大分県ホームページに掲載する。

4. 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

(3) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者ではないこと。

(4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(5) 書類の提出期限日において、現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

5. 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査会で審査し、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメール等で通知する。

(2) 審査基準

審査は別添「「消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座委託業務」にかかる公募型企画提案競技審査基準」に基づき行う。

6. 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メール又はFAXにて「9. 問合せ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和7年4月14日(月)正午まで
- (3) 質問票様式 別添「質問票」(様式4)のとおり
- (4) 回答方法 質問者に随時回答するとともに県庁ホームページ上に掲載する。

7. 企画提案競技に係るスケジュール

- ① 企画関係書類期限 令和7年4月7日(月)から令和7年4月21日(月)午後5時まで(必着)
- ② 質問受付期限 4月14日(月)
- ③ 審査会(プレゼンテーション) 4月28日(月)
- ④ 委託先決定通知 4月30日(水)

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、提案競技審査会参加等に要する経費は提案者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (5) 感染症の感染拡大状況等により、審査会(プレゼンテーション)について、オンライン審査または書面審査に変更することがある。

9. 問合せ先

大分県生活環境部 消費生活・男女共同参画プラザ 消費生活班

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1

電話 097-534-2038

FAX 097-534-0684

メール oita-shouhi@pref.oita.lg.jp